

平成 16 年 8 月 4 日

総合資源エネルギー調査会
需給部会事務局 御中

日本地熱開発企業協議会
会長 森山清治

「2030年のエネルギー需給展望（中間とりまとめ原案）」
への意見の応募

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、地熱開発事業に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回の需給展望（中間とりまとめ原案）では、地熱につきましても純国産エネルギーとして、その開発・導入を促進する旨の表現を盛り込んで戴いたことについて、当協議会として深く感謝しております。これにより地熱エネルギーの重要性が多くの方々に再認識して戴けるものと拝察しておりますとともに、地熱事業に携わる当協議会としましても会員各社の開発意欲に繋がるものと期待しております。

こうしたなか、地熱エネルギーの開発・導入を促進するためには、先ず地熱が有する再生可能エネルギーとしての優位性や地熱ゆへの制約について更にご理解を賜ることが必要と考えるに至りました。したがいまして、需給展望原案に対し日本地熱開発企業協議会より別紙の通り意見を応募させて戴きますのでご検討戴きたく宜しくお願い申し上げます。

以上

「2030年のエネルギー需給展望(中間とりまとめ原案)への意見 その1

1. 氏名 森山清治

2. 連絡先

- ・ 住所 〒100-8321 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- ・ 電話番号/ファクシミリ番号 03-3213-3198/03-3213-9836
- ・ 電子メールアドレス seiiji.moriyama@si.idemitsu.co.jp

3. 職業(会社名/団体名、部署、役職等)

日本地熱開発企業協議会 会長

/ 出光大分地熱株式会社 代表取締役社長

4. 意見

・ 該当箇所 P173 (4)再生可能エネルギーなどの更なる導入推進

「これらの再生可能エネルギーなどについては、2030年エネルギー需給見通しにおいて、一次エネルギー供給の約一割を占めるものと期待されているところであり、今後、更なる導入促進を図ることが必要である。」

・ 意見内容

地熱発電の以下の具体的開発促進策に対し、国からの支援をお願いしたい。

(1) 蒸気タービン方式もRPS法の対象にして戴きたい。

(2) RPS法における新エネルギー等電気の利用目標量を引上げて戴きたい。

(理由)

(1) 「地熱」には施行規則、審査基準訓令において、「地熱資源である熱水(水蒸気を含む)を著しく減少させない発電の方法、具体的には、地熱資源である熱水を二次システムを用いるなどして間接的利用する等の発電方法。」という制約が設けられている。しかしながら地熱発電は、本来、資源に対し適正規模で開発されれば再生可能エネルギーとして持続可能なものである。地熱の最適な出力・発電方法は対象とする資源の状況に応じ決まるものであることから、上記の制約は撤廃されるべきである。これら制約が撤廃されれば、現在、対象外となっている有望資源の新規開発が促進されると考える。

(2) RPS法による利用目標量(2010年1.35%)の引き上げにより新エネルギー等電気の普及は今以上に促進されると考える。イタリア、ドイツ等の環境先進国が目標量を10%以上としていることに比較して余りに低い目標と言える。

「2030年のエネルギー需給展望(中間とりまとめ原案)への意見 その2

1. 氏名 森山清治

2. 連絡先

- ・ 住所 〒100-8321 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- ・ 電話番号/ファクシミリ番号 03-3213-3198/03-3213-9836
- ・ 電子メールアドレス seiiji.moriyama@si.idemitsu.co.jp

3. 職業(会社名/団体名、部署、役職等)

日本地熱開発企業協議会 会長

/ 出光大分地熱株式会社 代表取締役社長

4. 意見

・ 該当箇所 P182 また、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により「石油代替エネルギー」であって「経済性の面における制約から普及が十分でないもの」として位置づけられている「新エネルギー」については、需要側の新エネルギーが位置づけられる等、我が国特有の定義であり、諸外国で使用されている「再生可能エネルギー」という分類とは必ずしも一致しない。新エネルギーのエネルギー安定供給面や環境面での意義、技術開発・普及の動向、将来見通しなどを踏まえ、今後、統計上の扱いや、我が国としてどのエネルギーを新エネルギーとして政策的に支援すべきか等、検討することが必要である。

・ 意見内容

二酸化炭素削減効果、非枯渇性エネルギーへの転換、大気汚染などの環境リスク軽減等の価値を有する再生可能エネルギーへの重点的な政策支援をお願いしたい。

「2030年のエネルギー需給展望(中間とりまとめ原案)への意見 その3

1. 氏名 森山清治

2. 連絡先

- ・ 住所 〒100-8321 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- ・ 電話番号/ファクシミリ番号 03-3213-3198/03-3213-9836
- ・ 電子メールアドレス seiiji.moriyama@si.idemitsu.co.jp

3. 職業(会社名/団体名、部署、役職等)

日本地熱開発企業協議会 会長

/ 出光大分地熱株式会社 代表取締役社長

4. 意見

- ・ 該当箇所 P.173 (4) 再生可能エネルギーなどの更なる導入促進
- ・ 意見内容

国として地熱発電に関する技術開発を再開し継続すべきである。

再生可能エネルギーの一つである地熱発電については、まだまだ技術開発すべき要素がありながら、国としての技術開発、試験研究を全面的に打ち切ってしまった。技術開発を行わずに、技術的ブレークスルーの実現などあるはずがなく、地熱発電に関する技術開発を直ちに再開し、国として継続すべきである。

「2030年のエネルギー需給展望(中間とりまとめ原案)への意見 その4

1. 氏名 森山清治

2. 連絡先

- ・ 住所 〒100-8321 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- ・ 電話番号/ファクシミリ番号 03-3213-3198/03-3213-9836
- ・ 電子メールアドレス seiiji.moriyama@si.idemitsu.co.jp

3. 職業(会社名/団体名、部署、役職等)

日本地熱開発企業協議会 会長

/ 出光大分地熱株式会社 代表取締役社長

4. 意見

- ・ 該当箇所 p.31(2) 各種のエネルギー技術
- ・ 意見内容

新エネルギー技術と区別し、地熱発電技術について記述して戴きたい。

地熱発電では、長年に亘って技術開発が行われ、その成果が現れている。地熱発電の技術開発についてここに記述することは国民への啓蒙的な意味合いで重要であると考えます。

「2030年のエネルギー需給展望(中間とりまとめ原案)への意見 その5

1. 氏名 森山清治

2. 連絡先

- ・ 住所 〒100-8321 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- ・ 電話番号/ファクシミリ番号 03-3213-3198/03-3213-9836
- ・ 電子メールアドレス seiiji.moriyama@si.idemitsu.co.jp

3. 職業(会社名/団体名、部署、役職等)

日本地熱開発企業協議会 会長

/ 出光大分地熱株式会社 代表取締役社長

4. 意見

・ 該当箇所: 参考資料2 p.2, p.3の表の地熱に関する数値

・ 意見内容

参考資料2 p.2, p.3の表では地熱の伸びをゼロとしている。しかしながら地熱発電では、発電実証試験中1地点(2,000kW)、F/S中4地点、調査中1地点があり、また促進調査C2にて3地点の中小地熱発電調査が新たにスタートしており将来的に出力アップが見込まれている。